

第5節の3 形態2-3

(網構成)

第19条の5 当社の光信号伝送装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第19条の6 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s/10Gbit/sまでの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表28.2のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。